

論文

J. ハーバーマスにおける世界社会の立憲化構想

——人権・デモクラシー・連帯——¹

速水 淑子

1. 冷戦後の世界秩序構想の展開

ユルゲン・ハーバーマス (Jürgen Habermas, 1929-) は1990年代より国際秩序の立憲化を目指す議論を展開し、グローバル化の進展によって国民国家の自律性がゆるがされるなかで、デモクラシーと人権を世界規模で実現するための構想を探ってきた。こうした構想はそのつどの時事的な状況への応答として展開し、強調点の異なる複数の論文として発表された。本稿の目的は諸論文にまたがって論じられる世界市民的立憲秩序構想を概観し、その特徴と課題、そして現実的ユートピア論としての側面を考察することである²。

国際秩序の立憲化 (Konstitutionalisierung) は、多様に解釈され得るが³、ハーバーマスの議論にそうならば、理念的には法による権力の制限がグローバルに実現することであり、実際的には平和と人権を中核とする客観的で統一的な規範——それは同時に多面的で動的であり得る——の明示化と、その実効性を支える体制、機関、手続きのグローバルな整備を指す。そこにはむろん複数の政治理論上および実際上の課題が存在する。第一に、国際秩序の立憲化は最も強い意味ではスプラナショナルな強行規範に諸国家が服することを意味するがゆえに、主権国家の内政不干渉原則と対立する。第二に、スプラナショナルに編成された軍事力、警察力、懲罰システムが存在しないなかで、どのように法に実効性を持たせるのかという問題がある。第三の課題は正当性の調達である。国民国家の法は、自由で平等な個人の共同的自己立法という共和主義的思想とそれを実質化する制度によって、民主的に正当化される。それに対してスプラナショナルな法には、法を民主的に支えるデモスが存在しない。この点と関連して第四に、憲法体制を持つ世界社会において、距離的、文化的、社会的に大きな差異を抱える住民同士が、世界市民として感情的な絆を持つことは可能なのか、そもそもそうした感情的な絆が必要とされるのかについても問われることになる。

本稿ではこれらの課題に対するハーバーマスの対応を検討する。結論を先取りすれば、第一の内政不干渉原則の問題についてハーバーマスは、近代国民国家において一体のものとして捉えられてきた国家主権と人民主権の概念を切り離し、国家主権の制限は必ずしも人民主権の制限にならないと主張する (二章一節)。第二の制裁力の問題については、近代国家の成立過程における権力の文明化のプロセスを振り返り、この文明化の延長として憲法体制と暴力組織の切り離しという革新が可能になると論じる。その際、世界市民的立憲体制は国家と世界市民の両主体による体制とみなされ、諸国家が暴力装置を独占したままスプラナショナルな憲法に従い世界機関の法執行を担う構想が示される (二章二節)。第三の正当性の問題と第四の連帯の問題については、世界市民的立憲体制における二つの次元を区別した対応が提案される。すなわち、安全保障と人権政策のみを担うスプラナショナルな「世界機関」(Weltorganisation)の次元と (三章一節)、環境問題、経済問題、天然資源問題等をマルチラテラルな交渉枠組のなかで扱う「世界内政」(Weltinnenpolitik)の次元を分け (三章二節)、それぞれに異なる正当性と連帯形式を求めるのである。

ハーバーマスはこのような国際秩序の立憲化を、冷戦終結期にあたる1989-90年ごろに構想し始めたという [KRP, 406] [ST, 72]。それはまず、湾岸戦争後の世界の安全保障問題を扱う「カントの永遠平和の理念」(1995年初出)で展開される。ハーバーマスは国連憲章と人権規約を参照しつつ、主権国家の交戦権を制限すると同時に、グローバルな人権擁護のための武力干渉を含めた介入を可能にするようなスプラナショナルな立憲体制のあり方を探る [EA, 192-236=190-231頁]。この構想は引き続き、『ポストナショナルな布置』(1998年) および『過渡の時代』(2001年) 所収の諸論考で検討される。その間にハーバーマスは1999年のNATOユーゴ空爆に際して留保付きの賛意を表したが [ZÜ, 27-39]、2001年のアメリカ主導のアフガニスタン攻撃、2003年のイラク侵攻には反対の声を挙げ [GW, 11-

40=3-48頁, 85-110=119-157頁]、「国際法の試練」⁴に引き合う形で、グローバルな立憲体制の必要性を引き続き訴えることになる。『引き裂かれた西洋』（2004年）と『自然主義と宗教の間』（2005年）に収められた諸論考において、ハーバーマスの直接の目的は、人権擁護を目的とした主権国家への介入を認めつつも、世界倫理の名のもとに覇権国が善意で行う単独行動に反対し、「法」形式のもつ手続き的に保障された普遍性を重視することであった[GW, 113-193=161-265頁][NR, 324-365=349-392頁]。

戦争と平和をめぐるこれらの論考においてハーバーマスは、世界機関の行為能力強化と正当性不足に対する現実的な対処として、その機能を安全保障と人権の実現に限定するようになる[PN, 160f.][GW, 107=152頁, 134f.=188-189頁]。世界機関の役割限定と同時に、やはり国境を越えた対処が求められる他の分野、たとえば環境、経済、金融、保健等の課題については、国民国家と（改革後の国連安保理、国連人権理事会、国際刑事裁判所が中心となる）世界機関の「中間的レベル」での、（大国と地域レジームが主要アクターを務める）マルチラテラルな交渉に任されることになった。「世界政府なき世界内政」（Weltinnenpolitik ohne Weltregierung）と呼ばれるこの中間レベルの構想は、「ポストナショナルな配置とデモクラシーの未来」（1998）の後半においてすでにEU論の形で述べられ、その後も検討が続けられていたが、2004年のEU東方拡大と欧州憲法条約をめぐる議論を契機に、『ああ、ヨーロッパ』（2008年）、『ヨーロッパ憲法論』（2011年）、『テクノクラシーに飲み込まれながら』（2013年）掲載の諸論考においてさらに発展する。

「世界政府なき世界内政」構想では、EUが世界内政の主要アクターである地域レジームのモデルケースと位置づけられる。EU論におけるハーバーマスの批判は、一方で規制なき市場至上主義に、他方でEU懐疑派による国民国家への退却に向けられると同時に、EU推進派の「統治連邦主義」（Exekutivföderalismus）すなわち、政治エリートとテクノクラートによる非民主的な政策決定に対しても向けられていた。地域レジームにおける統治連邦主義に対抗するため、ハーバーマスは共同政策の民主的制御を訴えるわけだが、その際に必要とされるのは、世界機関が世界市民のあいだに求める連帯——普遍的道徳に基づく連帯——とは異なる種類の連帯——政治共同体における互酬性への期待に基づく連帯——である。民主的制御は地域レジーム内のみならず世界内政にも求められる。しかし三章二節でみるように、そこにはEU以上の困難が存在する。以下では、冒頭に挙げた世界市民的立憲体制の四つの課題に対するハーバーマスの立場を順に検討し（二章および三章）、その位置づけと限界について考察を加え（四章一節）、最後にその現実的ユートピアとしての特徴とユートピアに向

かう推進力の所在について論じる（四章二節）。

2. 国家主権と制裁力——法の文明化する力

2.1. 内政不干渉原則の再考——人民主権と国家主権の切り離し

国境を越えた安全保障と人権の貫徹のためのスプラナショナルな法と世界機関を構想する際、ハーバーマスはカントの平和論を出発点にする。カントは平和を法に則った自由の実現ととらえ、国際関係の立憲化を目指して世界共和国の理念にたどり着く。しかしカントは、強大な権力を有する共和国が世界規模の専制の危険を有すること、さらに文化の均一化をもたらすことを危惧し、主権国家間の緩やかな連盟という代替案を提示することになった。世界共和国か主権国家の連盟かというカントが示す二者択一に対して、ハーバーマスはカントの議論の背後にある二つの前提、主権国家と超国家機関のアナロジーと主権の分割不可能性という前提に反論を加え、新たな道を見出そうとする[EA, 193-199=191-197頁][GW, 125-128=177-180頁][NR, 326f.=352頁]。

その際にあらためて参照されるのが、1992年の『事実性と妥当性』でも検討された、政治権力と法の発展過程にみられる強制と規範的妥当要求のあいだの緊張関係である。主権国家の成立を歴史的にみれば、聖性と伝統と物理的な暴力手段を背景とした権威主義的権力が登場し、それが自らの支配を安定させるために法を道具として用いた——法によって権力を構築した——ことが始まりである。当初は権威主義的性格を帯びていた支配権力は、法の世俗化と実定化が進むにつれて合理的に、すなわち理性によって把握されるようになる。近代の社会契約説はさらに、支配権力と法の正当性の源泉を、聖性や伝統や単なる力による支配から、自由で平等な個人が自らの主観的権利を守るために理性に基いて行う同意へと転換する。民主的な体制設立を通じた市民の自由の実現というこの社会契約説の理念を、ついに市民革命が現実には制度化することになった[FG, 170-173=168-171頁][PN, 170-177][GW, 131=184-185頁][VE, 44f.=63-65頁]。自己立法による権力の設立を通じて人民の権利要求を実現するという共和主義的理念のもとでは、他国による内政への干渉は、人民の自己決定の棄損を意味する。人民の自己決定の範囲は、安全と身体的自由のみならず、国民が望む共同体のアイデンティティと生活形式を維持することにまで及ぶ[NR, 331f.=357-358頁]。

このような主権国家の歩みにみられるのは、事実としての支配と制裁力が先に存在し、それが法によって合理化され、最終的には、人民による制憲という立憲プロセスを経て、人民主権と国家主権が一体化するという経過である。それに対して国際法の歴史は逆の経過をたどってきた。

2004年の論考「国際法の立憲化のチャンスはまだあるだろうか」では立憲国家と国際法が以下のように対比される(同様の対比は以下でも述べられる [GW, 79f.=111頁] [VE, 45=66-65頁])。

国際法の立憲化といっても、それは、自然のままに気ままに行動する国家権力を憲法で馴致するのと同じ論理の延長線で考えることはできない。法制化によって国際関係に平和を樹立するための出発点は国際法であるが、その古典的形態は、国家と憲法の関係がちょうど鏡に映されるように逆の関係になっている。[...] 国際法によって構成された諸国家の共同体に、国際法の諸規則を貫徹させるのに必要な制裁の能力と行為能力を与える、超国家的な権力が無いのである。/[...] 厳密な意味での憲法となるには、こうした国際法の主体からなる共同体の場合には、相互的な法的義務という拘束力が欠けている。契約の当事者たちが政治的に「立憲化された」共同体のメンバーになるのは、自由意志にもとづいて自己の主権を制限したとき——ことに交戦権というその核心的な構成要素を放棄したとき——だけである。とはいえ、侵略戦争の非合法化を自由意志にもとづいて宣言することで国家連合(国際連盟)の加盟国はともかくも一種の義務を自らに課すことになる。そうした義務は、超国家的な強制力がなくとも、法的慣習や国家間の条約よりも当事者を強く縛るものとなる。[GW, 131f.=184頁]

国内の立憲化とは異なり国際秩序においては、スプラナショナルな制裁力が不在の状態、主権国家が自由意志に基づき、厳密に定義された自衛行為以外の交戦権を(侵略戦争を非合法化する宣言という形で、少なくとも形式的には)放棄する [NR, 332f.=358頁]。そしてその体制を補完するために、行為能力をもった国際機関があとから整備される。こうした国際機関の行為能力はいまだ十分ではなく、国際秩序の立憲化を内実化しようとするならば、これらの国際機関に今後、より強い組織法とより大きなスプラナショナルな権能を与える必要がある [GW, 132=184頁]。

主権国家と国際秩序の成立過程の対比を別の面から見れば、主権国家における立憲化が共和主義モデルに従って理解されてきたのに対して、国際法の立憲化は自由主義モデルに従って理解する必要があるといえる [GW, 136f.=190-192頁] [NR, 327-329=353-355頁]。近代国民国家は、人民が自らに法を与えることで権力を設立するというルソー的な共和主義モデルによって説明される。しかし近代的主権国家以前の法的伝統をみれば、たとえばイングランドにおける「法の支配」(rule of law) やドイツにおける「法治国家」(Rechtsstaat) の概念にみられるように、立憲化は支配諸

権力の相互規制による均衡や権力制限を目指して行われた。国際秩序の立憲化は、すでに存在している権力関係の制度的分割と手続き重視による規制という意味で、この自由主義モデルの立憲化にあてはまる。

ハーバーマスはここに、カントの二者択一を乗り越える手がかりを見出す。カントが国家主権を完全に維持したままの緩やかな国家間の連盟(そこでは国民国家のレベルで国家主権と人民主権が一致する)か、ひとつの世界共和国(そこでは世界国家のレベルで国家主権と人民主権が一致する)の二者択一に陥ったのは、国際秩序の立憲化についても共和主義モデルに沿って理解したためであったとハーバーマスは述べる。しかし国際秩序の立憲化を自由主義モデルで理解すれば、人民主権と国家主権の不分性を見直すことができる。憲法革命をへた国民国家設立において、人民は自らの自由と権利の実現を求めて法と国家を設立し、国家公民 (Staatsbürger) としての地位を獲得した。しかし世界社会の複雑化により、国家だけでは市民の自由と権利、自ら望むアイデンティティや生活形式の確保が困難な状況が生まれる [NR, 344=370頁]。そこで人民は、今度は世界市民 (Weltbürger) としての法的地位を獲得すべく、国家主権の制限を法制化することになるが、それは国家の廃棄や自然状態からの秩序の設立を意味しない。人びとは国家の枠内で国家公民として権利と自由をすでに一定程度保障されており、世界市民としての国際秩序の立憲化はその保障をより確実にするために行われる [NR, 331f.=357-358頁] [PBS, 179]。人民は、国家の憲法の制定主体でありつつ、同時に世界市民的共同体の憲法体制の設立にもかかわる。このように捉えれば、世界市民的憲法による国家主権の制限は、人民主権と矛盾しない。国内で人民の自由と権利が重大な危機にさらされている場合に、世界市民的共同体が国家内政に介入することは、人民の自由と権利の侵害ではなくむしろ実現だからである。

[国連] 憲章の文面を素直に読むかぎり、古典的国際法にもとづく介入禁止を追認するに見える第二条第七項と、安全保障理事会に介入権を認める第七章との間には齟齬がある。実際、こうした不整合のために、しばしば安全保障理事会はきちんと仕事をする事ができなかったし、とりわけ犯罪的な政権や何もしないことで実質的に共犯者である政権のもとで人道にもとる悲惨な事態が生じて主権を盾に取られてしまえば手出しができなかった。しかし、大規模弾圧、民族浄化、迫害などが行われたり、餓死や病気の感染を放置する政策が取られたりするのをただ見ているだけで何の介入も行わないならば、国際共同体は、世界のすべての地域で人権擁護に努めるべしという義務に反することになる。[NR, 352=377-378頁]

2005年に書かれた上記の主張と同様の議論はすでに90年代にもみられる。そこでは、国連憲章における内政不干渉原則は世界市民的立憲秩序への移行における過渡的状況の反映であり、人権の保護という原則に従って乗り越えられるべきだと主張されていた[EA, 208f.=205-207頁]。内政不干渉原則の背後にあった、民主的に支えられた国家主権こそが人民の権利を保障するための唯一の最終的な砦であるという前提は、グローバル化の進展による国家の行為能力の衰退によって、すでに自明性を失っている。そこで国民国家の不足をスプラナショナルな共同体によって補い、個人の自由と権利を「世界市民」の権利として保障することが目指されるのである。

一方で、国内における人民主権が、公共圏、選挙、議会などの市民参加の制度と、共通の政治文化や生活形式を前提とするメンバー間の連帯意識によって、共和主義的な自己立法の内実を与えられているのに対し、自由主義的な権力関係の規制を通じて生まれてきた世界市民共同体の人民主権には、民主的なインプットとコントロールの内実が不足している[GW, 138f.=193-194頁]。正当性と連帯の問題に関わるこの点については、三章で検討したい。

2. 2. 制裁力——法の文明化する力と憲法制定権力の分有

前節で見たようにハーバーマスは国連憲章のなかに、主権平等原則に基づいて国家間で結ばれる古典的な国際法の思想と、安全保障理事会の介入権限にみられるような世界市民の権利擁護の観点とが並立していることに注目する。集合的主体である国家と個人としての世界市民がともに主体となるこの構想を念頭に、ハーバーマスは国連を「『諸国家と市民たち』の共同体」[GW, 133=187頁]と位置づける。世界市民的憲法体制の構想においても同様に、世界共和国の構想とは異なり、諸国家はなお多くの権限を自己のもとに留保する。そのなかには法の実効性を担保するための制裁力も含まれる。世界市民的共同体（世界機関、改革後の国連）は自ら軍を持たず、各国が軍事力を独占し続け、そのうえで世界市民的共同体が必要とする場合に、各国が自らの制裁力を用いて世界市民共同体の法執行を担う[ZÜ, 35][NR, 332f.=358-359頁]。ハーバーマスは具体的な形として、国連が加盟国の軍事力を使用する権限を強化し、議決方式を常任理事国間の全員一致から多数決へと移行するよう提案している[GW, 172=236頁]。したがって各国は、世界市民的共同体への参加後も暴力手段を独占し続けるとはいえず、交戦権を制限されるだけでなく、「犯罪的な国家や崩壊しつつある国家の暴力から人びとを守るという国際共同体の義務」[NR, 332=358頁]、すなわち国外における安全保障と人権上の問題の解決のために軍事力を提供する義務を負うことになる。

しかし、制裁力を独占する各加盟諸国が、自らは制裁力を持たない世界市民的共同体の法に服従し、自らの軍を提供するという構想は、現実的なものだろうか。ハーバーマスはさしあたり、とりわけコスケニエミに依拠しつつ、法がもたらす規範効果に期待を寄せる[NR, 333=359頁]。法制定に伴う討論と、参加者として制度を日常的に実践する際の理想化によって、条文の精神が法の受け手の内面に浸透していくと考えるのである[NR, 333=359頁, 347=373頁]。こうした構築主義の見通しには、実効性に関する批判が当然に寄せられよう。実際にハーバーマスは、国連の安全保障理事会は超大国が牽制しあう膠着状態に陥り、司法裁判所の判決は象徴的意味しか持っていないと、国連の規範的枠組の機能不全を認めている[EA, 208f.=205-207頁][KRP, 424-426]。

それでもなお、ハーバーマスは個人の自由と権利に基礎をおいた世界市民的立憲体制への歩みを歴史的傾向の延長上に置き、「世界そのもののうちに理念に対応する経験的事態がある」[NR, 345=371頁]と示すことで、その現実性を主張する。2005年と2008年の論説では、現実に行先して法と制度が整備されることによって、それを実際に機能させるフィクションや想定が真面目に受け取られるようになり、各アクターが自らの法に則った行為を理想化することで、規範と現実の懸隔が狭まっていくと述べられる[NR, 347=373頁][AE, 149-151=192-195頁]。2011年の『ヨーロッパ憲法論』では、こうした規範効果による「権力の文明化」(Zivilisierung der Gewalt)のプロセスが、国民国家の歴史とともに描かれる。

民主主義的な国家の市民が法にしたがうのは、事実問題として国家が制裁を科すからという理由だけではない。それ以上に、その法が民主的に制定されたものであるからこそ、基本的に「正しい」ものとして受け入れられるからだ。政治的支配をこのようにして民主主義的に法制化した結果として、暴力の文明化(Zivilisierung der Gewalt)が起きるのだ。それは国民によって選ばれた行政権力は、たとえそれが、警察や軍隊という常駐の暴力手段を使うとはいえ、憲法と法にしたがわねばならないからである。この「ねばならない」は、事実として強制権力に科された強制手段という意味ではなく、政治文化的なならわしとしての規範的な義務なのである。[VE, 57=87頁]

民主的な国家における法の実効性は、国家が持つ制裁力への恐怖ゆえではなく、共同体のメンバーが民主的に制定された法の規範性を受け入れる「政治文化的なならわし」ゆえに担保される。しかもそこでは、市民が法に服するだけでなく、暴力手段を有する行政権力そのものが、民主的に

制定された憲法とその憲法の枠内で立法された法律に自ら従うことになる。当初は国家主権の権威の源泉であった暴力手段は、民主的に制定された憲法体制のもとですでに法の僕となっている [VE, 57f.=87-88頁]。ハーバーマスによれば、国際法の立憲化過程は、民主的自己立法により国家主権が非暴力化されるという、ナショナルなレベルですでに現実化したプロセスの延長上にある。前節でみたように、市民は自らの主観的権利の実現をもとめ、革命を経て民主的な国民国家を設立する。そして同じ市民が、国民国家による保障の行き届かない部分について、今度は世界市民的共同体に権利の保障を求めることになる。国民国家において制裁力はすでに民主的に制定された憲法の僕となっているのであり、その歴史的な成功の延長として、諸国家の暴力装置が世界市民的共同体の憲法にさらに従うことは不可能ではないはずだという議論である。

むしろ、「超国家的な政治的共同体の憲法がその加盟各国の国家的に組織された暴力から切り離される」 [VE, 59=89-90頁] のであるから、これは権力の文明化過程における大きな革新ではある。世界市民的立憲体制は、世界市民的共同体と国民国家という二重の民主的体制を取る。世界市民的共同体は国家連合の概念を越えたスプラナショナルな権限を有するが、それは各国家が世界連邦の一州になることを意味はしない。憲法改正権力を連邦が有する連邦制とは異なり、世界機関には加盟国の意志に抗して自らの権限を拡張したり変更したりする権限（権能への権能）、すなわち単独で憲法を変える権限が与えられない [NR, 335=361頁] [VE, 59=90頁]。こうした憲法改正権力のありかたに基づいて、ハーバーマスは EU を例にスプラナショナルな機関が加盟国と「根本において分割された憲法制定権力 (eine[] an der Wurzel geteilten konstituierende[] Gewalt)」を共有していると論じる [PBS, 190]。

強制執行力を加盟諸国がもち、それをスプラナショナルな憲法体制が縛るという関係は、EU をモデルに説明されるが [NR, 333=359頁] [VE, 58-61=88-94頁]、連邦制とは異なり加盟諸国の同意なしにはスプラナショナルな共同体の憲法改正ができないという点でも、ハーバーマスの世界市民的共同体の構想は EU をモデルにしている。2007年に署名されたリスボン条約は、国家間の条約による連合という成立過程に由来する EU のあり方に対して、EU 市民が直接選出する欧州議会の権限を強めることで、EU 市民による共同体という性格を前面に引き出すものだった。条約草案作成の諮問会議に欧州議会が関与したのみならず、条約改正についても、改正手続きを定めた48条で、加盟各国議会、加盟各国政府、欧州委員会に並んで欧州議会が関与することが明記された。こうした EU のありかたをハーバーマスは、「ヨーロッパの市民」と「ヨーロッパの諸国家」というふたつの憲法制定主体による主権の「分割共有」と

表現する [VE, 66f.=102頁]。ただし民主主義的に立憲化された諸国家は各国の国民によって正当性を与えられているのであるから、憲法制定権力を EU 市民と共有するのは、より正確に言えば、諸国家を構成する国家公民ということになる。このように考えると、憲法制定権力の分割共有とは、実際には共同体の構成員の一人ひとりが、「国民国家の市民」と「EU の市民」というふたつのパースペクティブから体制設立にかかわることを意味する [VE, 67-69=103-107頁] [PBS, 173]⁶。

世界市民的立憲体制においても同様に、その構成員である人民一人ひとりが、「国民国家の市民」と「世界市民的共同体の市民」というふたつのパースペクティブを有し、それぞれの立場から世界市民的共同体の設立に参加することになる。このように二重に民主化された世界秩序においては、暴力手段を独占する主権国家が、人民の人権と自由の実現のために、上位の共同体に服従する。ハーバーマスはこうして生じる憲法体制と制裁力の切り離しを、権力の文明化という歩みの延長上にある革新とみなし、一時的には揺り戻しを伴うとしても長期的には目指すべき方向性として提示するのである。

3. 正当化と連帯

3.1. 世界機関（安全保障と人権）——普遍的道徳に基づく正当化と連帯

世界市民的立憲秩序の中核を担う「世界機関」を実現するため、ハーバーマスは国連改革の具体的な提案を行う。現在の国連と同様に世界機関においても、当初は世界市民法（改革後の国連憲章）に違反する国家も参加を認められる。こうした規範と事実性の乖離は、包摂性を確保する為に不可避の措置とされる [NR, 354f.=379-380頁]。このことはしかし、国家と世界市民による憲法制定という構想が、実態としては一部の国家の主導による改革にすぎないことを指す。それゆえこうした世界機関における法的手続きの規範的拘束力は、正当化の前貸し (Legitimationsvorschluss) [NR, 356=382頁] ないし先取り (Vorgriff) [ZÜ, 35] によって支えられざるをえない。この前貸しは、国民国家レベルで民主主義諸国がたどった模範的歴史によって可能になるとされる [NR, 357=382-383頁]。ヨーロッパと北米の憲法革命と民主的国民国家の成立、それに続くヨーロッパ地域統合の歩みは、個人の主観的権利を実現するために権力を文明化するプロセスであった。この歩みを模範とみなせば、権力の文明化のプロセスは世界社会のレベルにまで拡大するはずだ——そのような見通しが、世界機関に正当性を前貸しするという議論である。

しかし国民国家が、人民による自己立法という共和主義的思想と、それを実現するための実質的な政治参加のため

の制度、そして政治的意見形成と意志決定の前提となる共有された政治文化を具えているのに対して、スプラナショナルな立憲秩序にはそれが無い。世界市民的共同体が有する民主的正当性は、国民国家のそれよりも薄い。世界共同体におけるデモクラシーの不足について、たとえばマウスは、人民主権は世界市民共同体のような大きな規模には拡大し得ないとし、世界市民共同体の法が国民国家の内政に干渉するならば、人民主権を棄損することになると批判した⁷。世界市民の地位を、国民主権を侵害するのではなく補完するものと位置づけるハーバーマスの構想は、こうした批判への応答でもあった。しかし世界市民の地位に依拠する憲法に、民主的な正当性を実質的に担保するための体制が不足することは否定できない。

そこでハーバーマスは、スプラナショナルな世界機関の役割を、安全保障と明白な人権侵害の二分野に限定する。具体的には、攻撃戦争とジェノサイドへの介入、政府や犯罪組織による大規模な人権侵害に対する住民の保護、失敗国家における国内秩序の確保、大規模災害による犠牲の回避等が念頭に置かれている [PN, 160f.] [GW, 107=152頁, 134f.=188-189頁] [VE, 88=141頁]。当然ながら、当該国家の意向に反した介入もあり得、場合によっては武力行使も想定される。

安全と人権にかかわるこうした領域において、世界機関の決定に正当性を与えるのは、人権の法的性格と、それを支える道徳の普遍性である。ここで追求されるのは、「とりわけ『普遍的な』利害であって、それ自身『非政治的』であり、いっさいの政治文化の相違を超えて、世界中の人びとがシェアしているもので、それを侵害した場合には、もっぱら道徳的見地から判断される」 [VE, 90=146頁]。「道徳的」とは定言的であることを意味する。つまり傷ついている者が自分とどのような関係であろうと、あるいはどのような属性を持っていようとかわりなく、人間であれば誰であれ妥当するという意味で、完全に包摂的かつ普遍的であることを意味している。

この道徳的根拠が、人権という法的次元に正当性を与える。というのも「人権」とは、「人間の尊厳」という道徳的概念を、強制法という媒体で明示的に表現したものである [VE, 22=25頁]。人権は普遍道徳にその基礎を有するが、道徳とは異なり、法の形式をとるがゆえに、開かれた公正な手続きを必要とする。人権侵害は、制度化された手続きに従って、訴追され、立証され、明示された法に則して判決を下されることで初めて成立する。そのため世界機関の決定に際して、国連人権理事会と国際刑事裁判所が果たすべき役割は極めて大きい [GW, 160f.=221-222頁] [NR, 356=382頁]。

人権に基づく世界機関の決定は、普遍道徳を源泉とするがゆえに、世界市民の道徳的直観に基づく連帯を可能にする

[GW, 80=112頁][NR, 357f.=383頁]。それは、犯罪組織や政府による攻撃戦争や、大規模な人権侵害、ジェノサイドに対する共通の道徳的な憤り、社会の大混乱や大規模な自然災害によって犠牲になった者に対する共感といった「否定的な一致」としてあらわれる。「大規模犯罪行為が明らかにされた（また国際刑事裁判所によって訴追された）場合、それに対する否定的な感情的反応を通じて世界市民社会が穏やかに連帯するために機能面で必要とされるものについては、もはや克服しがたい障害はない」 [GW, 80=112頁] とハーバーマスは述べる（同様の主張は以下でもなされる [NR, 357f.=383頁]）。

諸国民の共同体としての国連が平和の樹立と人権の保護という機能に限定されるとすれば、国家内部における市民の連帯とは違って、世界市民的連帯は、共通の文化や生活形式という「強い」倫理的な価値評価や実践に依拠する必要はない。大規模な人権違反や軍事的な侵略禁止に対する明らかな違反に直面したときに道徳的な怒りの声が澎湃として発せられるだけで十分である。大量虐殺の行為が認められた際に、それに対する一致した感情的な拒否反応だけで、世界市民的な社会統合には十分である。普遍主義的な正義の道徳が有する明白な拒否の義務——侵略戦争や人間性に対する犯罪をしない義務——は、結局のところでは国際裁判での判決と国連での政治的意志決定に際しての基準にもなっている。 [GW, 141f.= 197-198頁]

こうした反応が世界規模で生じるために必要な世界規模の公共圏も、電子メディアの発達によって、不十分な形ではあるが形成されたと、ハーバーマスは述べる。それは、各国のメディアがスプラナショナルな次元でなされる重要な決定に、自発的に注目し、それが各国の公共圏で反響を呼び起こすという形をとる [GW, 142=198頁][NR, 357=383頁]。ただしこの反響は往々にして一時的で、しかも「紙のように薄い」連帯をもたらすにすぎない。しかし安全保障と人権の分野においては、それを補うだけの道徳的普遍性と、法的（手続き的）普遍性が存在しているとみなされる。

世界市民的立憲体制の正当性はこのように、民主的自己決定の内実よりも、むしろ人権という法的概念に依拠し、さらには人権の源泉である「人間の尊厳」という普遍道徳を通じて調達されることになる。ハーバーマスはこれが民主的正当化という点で不足することを自覚し、1990年代から繰り返し、世界議会の可能性についても検討している。加盟国の代表からなる国連総会を上院とし、世界市民の選挙によって選ばれた代表を下院として新たに創設するという構想である [ZÜ, 35] [EA, 218=214頁] [KRP, 450] [VE, 92=149頁]。選挙は加盟国単位で行うため、民主的手続きによ

る代表選出が困難な場合は、暫定的に、抑圧されている人びとの代表として、世界議会が何らかの非国家的組織を指名することも提案される [EA, 218=214頁]。一方でハーバーマスは、世界議会の実現には悲観的か、できても遠い先のこととみなしている [VE, 89=143頁]。その意味でハーバーマスは安全保障と人権の分野においては、理論においても実現の時間的順序という面においても、民主的正当性よりも人権と法の貫徹を優先させているといえよう。

3. 2. 世界内政（分配）——互酬性への期待に基づく正当化と連帯

グローバルな経済・金融市場の民主的制御

スプラナショナルな世界機関の活動分野が限定されることで、天然資源政策、環境政策、経済政策、保健政策、労働政策といった領域は、スプラナショナルな次元と国内次元の中間に任される。ハーバーマスはこの中間的レベルを「トランスナショナル」なレベルと呼ぶ。この次元のアクターは大国とEUのような地域レジームであり、トランスナショナルな領域を民間主体の公共圏と捉える通常の用法⁸とはずれがある。たしかにハーバーマス自身も、「トランスナショナル」の語を、国境を越えた経済活動や、NGOや社会運動によるネットワークを指すために用いる。ただしこうした用法に加えて、そうした国境を越えた経済活動や人の移動を制御するための——国際制度論で「インターガバメンタル」（政府間、国家間）、「トランスガバメンタル」（国境を越えた問題領域の所轄官僚間）と呼ばれるような⁹——政治的空間も、さらには（EUのように）スプラナショナルな機構を介した制御も「トランスナショナル」なものと広義に捉えられている [Vgl. PBN, 169 Fn.6]。

このレベルでの政治として、2004年の論考でイメージされているのは、「グローバルな行為能力をもった大規模なアクターたちが、世界内政の困難な諸問題、とりわけ世界経済とエコロジーの問題に、相互調整を超えて建設的に、常設の会議や交渉システムの枠で対応する」 [GW, 134=188-189頁] ことであり、具体的にはWTOのような国際機構や交渉システムを舞台とした、グローバル・プレイヤー間の妥協形成が念頭に置かれている。こうした行為能力（代表交渉権や実行力）を持つアクターは、2004年の時点ではアメリカ以外に存在しないと指摘され（2005年にはアメリカに並んでロシアと中国も加えられる [NR, 360=386頁]）、他地域が外交上の行為能力を獲得するために、EUのようなスプラナショナルに連合した地域レジームを大陸ごとに形成することが提案される [VE, 94=152頁]。

この提案は、グローバルな経済・金融市場の機能的強制のもとで、政治的に行為しうる範囲がますます狭まる状況にあって、あくまでも政治的意志決定が可能なアクターを模索しようとするものである。ここでハーバーマスは、世

界内政とは異なる三つのヴィジョンを論敵としている。一つ目は「世界規模の私法社会」を認める立場である（代表的論者としてアン・マリー・スローターが挙げられる）¹⁰。機能的な強制から民間レベルのトランスナショナルなネットワークが自発的に発達し、水平的関係のなかで諸基準の調和と調整、競争の活性化と規制、諸学習過程の調停と相互刺激がなされるという議論がそれにあたる。ハーバーマスは、機能的強制に伴う自生的な調整ネットワークに過剰な期待をよせれば、国家主権が機能ごとに自律的な部分的権力の総和にすぎなくなり、各国民国家内部での民主的議論との接点が失われ、さらに各国民の共通の利害が何であるかを決定する責任主体も存在しなくなると批判する [NR, 361=386-387頁]。二つ目の論敵は、専門官僚間でのトランスガバメンタルな取り決めを容認する立場である。ここでは、国際組織に官僚を派遣する各国政府が民主的に選ばれた政府でありさえすれば、国内の民主的討論が不在であっても正当性に問題はないとされ、多数派の意向に沿うことよりも、高度な専門性が重視される。しかしこうした決定様式も、国内の民主的討論を反映する制度を欠くという点で、ハーバーマスからは問題視される [NR, 362f.=388-389頁]¹¹。EU論の文脈では、同様の問題が「統治連邦主義」として批判される。ドイツをはじめとした大国が主導する欧州理事会の決定が、加盟国の財政・年金・社会保障等の分配に関わる政策に、当該加盟国の国民の意志に反して介入することで、民主的正当性が棄損されているとの批判である。三つ目の立場は、とりわけユーロ危機後に強まった「国民国家への退却」であり、シュトレックが論敵として挙げられる。シュトレックはユーロ危機への対応において、各国政府が金融投資機関の意のままになり、EU政策を通じて他国の国内財政に非民主的に介入することで、民主的統制が失われていると批判し、国民国家レベルでの民主的統制を取り戻すよう主張する。シュトレックは、「世界規模の私法社会」と「統治連邦主義」とともに民主的正当性の不足を理由に批判する点において、ハーバーマスと陣営を同じくする。ただしハーバーマスはナショナルなレベルへの退却はノスタルジーにすぎないと批判し、あくまでもグローバルな規模での民主的正当性の実質化を目指そうとするのである [ST, 138-157=3-36頁]¹²。

世界市民的立憲秩序の中間レベルでなされる世界内政は、これら三つの立場に対抗する形で示される。世界内政においてはまずアクターごとの意志形成が民主的であることが求められる。主要なアクターとなるべき地域レジームにも、国民国家内部におけるのと同等の、「強い」民主的な正当化が必要とされる。たとえばEUには、国民国家の枠組みでは対処できない様々な課題に、規制、指令、決定といった立法によって、共同で対処する制度がすでにあるが、そこでは人権と平和の分野で求められるよりもいっそ

う踏み込んだ、共同の政治的意志の形成と連帯が求められる。そしてその際の民主的正当性は、公共圏、選挙、議会に代表される市民参加の制度が存在して、はじめて獲得されるものである [GW, 138f.=194頁] [VE, 54=81頁]。地域レジームが国民国家と同様の民主的正当性を得るためには、立法過程にすべての市民が民主的に参加するための制度が絶対に必要であると、ハーバーマスは強調する。その際、民主的正当性を、責任、熟議的正当化、透明性、法治といった部分的な要素で代替するような見方は、正当性の切り下げとしてはっきりと退けられる [VE, 54=81頁]。

世界内政における国境を越えた連帯

地域レジームが共通の意見形成と意志決定を行うためには、メンバー内での一定程度の政治文化の共有が必要となる。ハーバーマスは80年代より、国民国家の多文化化に回答する形で、「憲法パトリオティズム」というネイションに拠らない連帯の形を示してきた [EA, 143=142頁]³。それは、人民主権や人権といった憲法上の原理に関する自国固有の歴史にもとづくそのつど異なる解釈を、共同体のメンバーが共有することから生まれる連帯である。この絆の内実は実際には、国民国家の社会保障システムによって与えられていた。互酬性の枠組である社会保障システムを通じ、基本権の実現というテーマの優先を市民自身が感じ取ることが、それを可能にする憲法体制への愛着につながってきたのである。こうした社会保障システムの拡充が、埋め込まれた自由主義のもとでの経済成長によって可能となったことも、ハーバーマスは指摘する。

諸権利の体系は、比較的長期間にわたる経済成長という好条件の下で、整備拡張された。誰もが国家市民としての地位を、政治的共同体の他の構成員と自らとを結ぶものとして、また他の構成員と相互依存し相互責任を負うものとして、認識し評価できた。また私的自律と公共的自律とが、選ばれた生活方法の再生産と改良という循環の中で相互に前提となるものであることを、誰もが知ることができた。国家市民としての権限を適切に使用することによってのみ私的自由裁量を互いに公平に制限し合えること、健全な私的領域の土台の上のみ政治参加がありうることも、いずれにせよだれもが直観的に認めていた。この体制が法律上の平等と事実上の平等との間の弁証法によって制度的枠組みとなること、さらにこの弁証法が同時に市民の私的自律と国家市民としての自律とを強化することも、実証されたのである。 [EA, 144f.=144頁]

しかしある程度安定した経済成長の下で可能になった社会保障と連帯感情の間の循環は、グローバル化した経済市場

のもとで行き詰まり、新自由主義的経済政策によって弱体化しつつある。

国民国家におけるこの連帯の危機を、ハーバーマスはむしろ、連帯範囲を国民国家を越えて拡大させる好機ととらえる。社会保障の枠組みのなかで培われてきた国民国家の連帯は、(ジェノサイドへの怒りのような) 道徳的直観に基づいて世界各地で突発的に表明される連帯——世界機関が必要とする連帯——とは、異なる性質のものである。2013年の論考「テクノクラシーに飲み込まれながら」では、連帯の概念が、普遍的に妥当する道徳的義務とも、制裁力と公正な手続きによって課される法的義務とも異なり、その二つが要求する以上の義務を課すものであると論じられる [ST, 102f.=79-80頁]。連帯の義務は倫理的義務と類似しており、それは特定の相手との間に互酬性の期待に基づいた義務を生じさせる。倫理的義務が、家族や親戚関係や職能団体といった自然発生的な共同体に関わるのに対して、連帯がもたらす義務は政治的共同体に関わる。別の言い方をすれば、連帯とは政治的共同体の社会的つながりの網の目のなかで、「兄弟姉妹的な親交関係」 [ST, 104=81頁] になることを意味する。政治的共同体のなかで実現されるつながりの網の目は、民族や言語といったネイションの要素によってあらかじめ定められた境界を持つわけではなく、そのつどの歴史状況に応じて、新たに捉えなおすことが可能である。

ハーバーマスはとりわけブルクホルストに依拠しつつ、近代的な「連帯」の概念史を次のように振り返る [ST, 108-111=86-88頁]⁴。それはまず18世紀末フランス革命時に、キリスト教的人類愛の伝統である「兄弟愛」の概念と、ローマの伝統である法的・政治的自由を目指す共和主義が結びつくことで生まれた。19世紀前半の初期社会主義、カトリック社会理論、社会民主主義運動は、自然発生的な共同体(職能団体)が無力化することで失われた人倫関係を、政治的共同体における連帯として救い出そうとするものであった。その具体的なあらわれの一つが、国民国家における手厚い社会保障制度である。このように振り返ったうえでハーバーマスは、グローバル化が進展する今日の世界に新しい連帯の可能性を見る。互酬性を可能にしていた国民国家の枠組みが空洞化するなかで、より大きな政治枠組みに連帯を求めようとする動きである。そのためにはまず、互酬性を制度化し、政治家、マスメディア、そして市民たちが短期的利害ではなく長期的利害を重視する必要があるとハーバーマスは述べる [ST, 110f.=89頁]。こうした動きを支えるため、ナショナルな公共圏を開き、コミュニケーションの網を広げ、国民国家にとらわれたアイデンティティを変化させていくことも重視される [VE, 76=120頁] [PBS, 177]。

上記のような互酬性の予期に基づく連帯と民主的正当化

の必要性は、世界内政における各アクターの内部の政治的意見形成と意志決定の条件として検討されたものだった。したがって、大国と地域レジームからなる各アクターが、交渉し妥協点をさぐるという世界内政における決定それ自体の民主的正当性を論じるものではなく、互酬的な連帯関係を地域レジームを超えて求める議論でもない。その意味で、世界内政の民主的正当性はあくまでも間接的なものに留まる。

一方でハーバーマスは、こうした交渉システムが、世界市民的立憲秩序に組み込まれ、人権という基準を与えられている点に、単なる権力政治を超える可能性を見出す[VE, 94f.=152-153頁]。この点において、ハーバーマスは世界議会の実現におも期待を寄せる。たとえば、スプラナショナルな法に定められた人権の保護水準について、世界議会が議論し、現状に合わせてたえず調整し、その調整した最低水準の枠内で、各国が交渉を行うことが提案される[VE, 95=153頁] [PBS, 179f.]。世界市民的立憲秩序の内部での世界内政は、分配をめぐる意見の対立はあるとしても、最終的には社会的経済的格差を縮小させる方向を目指している。その過程で少しずつ世界各地の生活水準が近づくことで、世界市民のパースペクティヴと国家公民（あるいは地域共同体の市民）のパースペクティヴが接近していくことも、ハーバーマスは期待している。もっとも、ハーバーマスが世界議会の実現性には懐疑的であることを考えると、この構想には留保が必要であろう。

4. ユートピアに向う推進力

——「人権」と「人間の尊厳」の懸隔

4.1. 多層的世界社会構想にみられる課題

上記のようなハーバーマスの構想は何よりも、コスモポリタニズムの一類型とみなすことができる。そこでは個人主義（個人としての人間が構想の中心にあること）、包括性（あらゆる人間が考慮されていること）、普遍性（あらゆる人間が平等に考慮されていること）が志向されており¹⁵、その点で集団を個人よりも重視する、あるいは所与の集団を個人に先立つ前提とするコミュニタリアニズムやナショナリズムからは区別される。

それでは、同じく世界市民的志向を持った近年のグローバル秩序構想において、ハーバーマスの構想はどのような位置を占めるだろうか。ツェルンは、世界市民的規範を志向するグローバル秩序構想を、それが依拠する基本規範と国家および国際機関の役割を基準に分類し、四つの機構モデルを示している¹⁶。第一はデモクラシー諸国が内政不干渉原則を維持したまま世界市民的規範を追求する「デモクラシー諸国の政府間協力モデル」である。国際機関はその際あくまでも国家の制御下におかれ、主権の移譲はなされ

ない。民主的国家の役割を同様に重視するものの共同体独自の価値を優先させる立場（例えばマッキンタイア）とは異なり、世界市民的規範を重視する点に特徴があり、代表的論者としてロールズ、マウス、ダールらが挙げられる¹⁷。第二は「世界市民的プルーラリズム」と呼ばれるモデルである。この構想は主権国家の行為能力の限界を認識し、デモクラシー、法の支配、人権の三要素からなる世界市民的規範の重要性を強調しつつも、はっきりとした憲法体制を提示することを避け、イシューごとに国家、国際機関等そのつどのステークホルダーが多次元に対応することを想定する。こうした立場を唱える論者は多岐にわたり、ツェルンはその例を法理論（Nico Krisch, Mattias Kummら）、社会学における「第二の近代」論（Ulrich Beck）、マルチレベルガバナンス論（Liesbet Hoogheら）、ステークホルダー・デモクラシー論（Eva Ermanら）、討議デモクラシー論（John Dryzek, Rainer Forstら）、複合的世界ガバナンス論（Andreas Føllesdalら）、ポスト帝国主義理論（James Tully）に見出している¹⁸。第三は「ミニマル世界政府」と呼ばれる、基本的人権にイシューを限定して主権国家の権限を移譲し、その他の——たとえば分配に関する——イシューについては民主的国家とトランスナショナルな次元に残し、国際機関の権限を限定する構想である。ハーバーマスは、ペイツ、ゴーディン、ヘッフェ、リッセルらとともにこの範疇に分類される¹⁹。第四は「コスモポリタン・デモクラシー」の立場で、ミニマル世界政府と同様に主権国家から上位次元への権限移譲を唱えるが、移譲対象となるイシューの範囲はより広く、基本的には国境を越える問題のすべてに及び、とりわけ分配の問題に重点が置かれる。ヘルド、アルチブキ、マルケッティ、ポッゲらが代表的論者にあたる²⁰。

二章および三章でみたように、ハーバーマスは国家主権と人民主権を切り離すことで「デモクラシー諸国の政府間協力モデル」を乗り越えようとし、「世界市民的プルーラリズム」にみられるデモスなき意志形成については民主的正当性の切り下げであると批判し、さらに、世界機関は民主的正当化を「前借り」しているという認識ゆえに世界機関の権限を安全保障と基本的人権に限定することで、「コスモポリタン・デモクラシー」からも距離を取っている。これらを鑑みれば、ツェルンによる機構モデル分類は概観として有効であろう。ただしハーバーマスが構想する世界機関においては統治権限の大部分が国民国家に残されるため、ツェルンの分類のように世界政府と呼ぶことには留意が必要である。とりわけハーバーマスが「世界政府なき世界社会」を主張し、それを権力の文明化という大きな歴史的展望のなかに位置付けていることを考えれば、「政府」の語の使用は躊躇われる。またハーバーマスはたしかに世界機関の管轄から分配の問題を除外するが、地域レジーム

レベルではスプラナショナルな分配政策の必要性を訴えており、ツェルンの分類ではその点が見えにくくなっている。

こうした留保をつけたうえで、まずハーバーマスの機構モデル——すなわちイシューごとに役割分担した世界機関、地域機構、国民国家による多次元統治という機構構想が抱える問題について、三点指摘したい。

第一に、世界機関の役割限定についてである。ハーバーマスはスプラナショナルな世界機関の役割を、安全保障と人権分野に限定し、その正当性を人権と普遍道徳から導き出した。しかし、安全保障と人権の範囲はそのように限定可能だろうか。ハーバーマス自身が肯定的に評価するように、安全保障の概念は紛争解決という狭義の概念から人権を中心としたより広い概念に変化しつつある。そこでは、攻撃戦争とジェノサイドへの介入、政府や犯罪組織による大規模な人権侵害に対する住民の保護、失敗国家における国内秩序の確保、大規模災害による犠牲の回避というハーバーマスのリスト [VE, 88=141頁] を越えて、危機の予防、個人の自由権と参加権の保障（市民的政治的権利）、非人間的な生活状況からの解放（経済的社会的文化的権利）を包括的に考慮することが、安全保障上の課題とみなされる [NR, 349f.=375頁]。このことは人権の範囲にもあてはまる。ハーバーマスは人間の尊厳という道徳的規範と実定法で定められる人権の内容の間にはつねに懸隔があることを指摘し、人権の内実はそのつどの社会が充実させて行くものだと論じる [VE, 13-38=10-52頁]。だとすればフレデッテが具体例を挙げて指摘するように、その過程で人権の解釈をめぐる対立が起きることは避けられない²¹。たとえばポツゲが主張するように貧困問題を人権侵害と捉えるならば²²、ハーバーマスが世界内政の課題と位置づけた分配の問題の多くは、世界機関のイシューに書き換えられるであろう。

また、仮に世界機関で対処する人権の範囲を国際人権規約のような形で明文化したとしても、人権が「大国の国益の実現の道具と、そのことを覆う隠れ蓑」 [VE, 35=46頁] になってしまう危険は常にある。そうした乱用を避けるためハーバーマスは、人権侵害の解釈を国際刑事裁判所と国連人権理事会の厳格な審査に委ねる。両機関は人権侵害の解釈を手続き的に、すなわち政治文化に中立的に行うための機関とみなされる。しかしこの司法判断が本当に政治文化に中立でありえるか、特定の政治的文化的価値観や利害の影響をどのように排除できるのかは、さらに検討する必要がある。このことは、スプラナショナルな世界機関の正当性が実定化され法手続きを具えた人権と普遍道徳に依拠し、直接には民主的に正当化されていないだけにいっそう深刻である。

たしかに、人民主権の目的は（自己立法によって）個人

の自由と人権を実現することであり、その意味で、世界市民の地位において人権の実現をめざす世界機関は、人民主権と矛盾しない。しかし世界規模で恒常的に活発な討論が行われる世界公共圏や、世界議会が存在しない限り、民主的正当性の欠如の問題は残り続ける。たとえばショイアーマンは、ハーバーマスが憲法体制と国家を分離した点を評価しつつ、世界市民的憲法体制の民主的正当性の追求があまりにも容易に断念されていると批判する²³。ショイアーマンのみるところ、ハーバーマスが非政治的な問題とみなす平和と人権の問題は実際には政治的対立が最も先鋭化する場であり、仮に世界機関の管轄領域が「消極的な義務」にすぎないという主張を認めるとしても、執行能力を持つ諸国家がその義務を遂行する方法と主体は高度に政治的な問題となる²⁴。国境を越えた討議倫理の適用可能性を探る牧野も、法原則の恣意的な解釈・運用への懸念を示し、グローバルな法規範の次元にかかわるシティズンシップに関して、より積極的な民主的正当化の構想を求めている²⁵。

多次元統治構想の課題として第二に指摘すべきは、世界内政の次元において非国家主体が果たすべき役割があまり見えてこないことである。ハーバーマスは世界内政の主なアクターは、大国と地域レジームであると繰り返し述べる。それは世界内政が扱う分配の問題が法的というよりは政治的決定に関わり、それゆえ（活発な公共圏と共通の政治文化を具えた）国家ないしは地域レジームレベルでしか獲得しえない、民主的正当性と接続する必要があるためである。こうした立場は、「世界規模の私法社会」への批判であると同時に、「統治連邦主義」にみられるような「民主的正当性の切り下げ」への警戒でもあった。インターガバメンタルなテクノクラートによる政策形成の正当性を、民主的な意志形成という従来のインプットによる正当性ではなく、「責任、熟議的正当化、透明性、法治」といったスループットの正当性で置き換えようとする立場に、ハーバーマスは異議を唱える [VE, 54=81頁]。むしろ、アウトプットやスループットに注目する研究の多くは、「世界市民的プルーラリズム」の立場から、すでに存在しているグローバルな政策形成ネットワークが民主的正当性においてしばしば不足することを問題視し、その民主的正当性を（民主的意志決定とは別の形で）より高めるためになされている。それでもなおハーバーマスは、経済政策や環境政策といった政治的に議論のある問題が、大国の政府とテクノクラートによって市民の頭越しに決定されてしまうことへの危機感——そしてその反動から国民国家への退却が生じてしまうというという危機感を強調する。こうした懸念には十分な説得力がある。しかし民主的な意志形成を死守しようとする努力が結果として、民主的正当性において不利な民間主体や社会運動が国際的な政策決定において果たす役割を低く見積もり、旧態依然としたパワーポリティクス

を容認することに繋がっているともいえるだろう。

第三に、やはり世界内政に関して、地域レジームを中心とした構想の妥当性も問われるところである。ハーバーマスの世界内政は、スプラナショナルに連合した地域レジームをアクターとすることで、主権国家間に存在する交渉力と実行力の不均衡が解決されることを前提としている。そうした地域レジームのモデルとして、ハーバーマスはEUに大きな期待を寄せるわけだが、同様の試みが他地域でどのように実現可能なのかは見えてこない。また、大国と対等に渡り合えるようなグローバルな交渉力と行為能力を持った主体が必要だという議論を仮に認めるとしても、そのまとまりを地理的に定義することが妥当なのかは、さらに検討すべきであろう。とりわけ世界内政の主要な課題となる分配の問題は、植民地支配という過去と密接につながっており、旧宗主国と旧植民地が特定の地域レジームに偏在する場合、地域内の連帯のみを頼りにしては、分配的正義という意味でのグローバル・ジャスティスの問題と向き合うことは難しくなる。

4. 2. 人権という具体的ユートピア

一方でハーバーマスの世界市民的立憲体制を機構モデルからのみ評価すれば、思想史的考察に根ざした「現実的ユートピア」としての側面を見逃すことになる。その点でEU構想を、「憲法制定権力」の所在から分類するパットベルクの議論は参考になる。そこではハーバーマスのEU論が、「デモイ・クラシー」（複数の民主的国家的国家市民による政治）とも、「地域コスモポリタニズム」（EU市民による政治）とも異なる、国家市民とEU市民という二重の主体を想定する「混合憲法制定権力（*pouvoir constituant mixte*）」論と位置づけられる²⁶。憲法制定権力に着目したパットベルクのEU解釈類型は、スプラナショナルな共同体の民主的主体がどこにあるかという問題を扱う点において、国際秩序にも応用可能である。ツェルンが「デモクラシー諸国間の政府間協力モデル」と呼んだ機構類型は、民主的主体の観点から見れば「デモイ・クラシー」に、「地域コスモポリタニズム」は「コスモポリタン・デモクラシー」に対応するといえよう。そして機構モデルとしては「ミニマル世界政府」に分類されたハーバーマスの構想は、民主的主体の観点からは「国家市民」と「世界市民」という二重の憲法制定主体を持つ体制として、異なる様相を示すことになる。

「憲法制定権力」は、シイエスの『第三身分とは何か』において使用された概念で、憲法体制を国民が新たに作り出すという構想を示すことで、政治権力の正当性の唯一の所在を人民に帰すものだった。その前提には、国家権力を制約する最高法規が存在するという近代的な根本法の思想があり、その根本法の中核的価値は人間の尊厳と個人の主

観的権利に求められる²⁷。ハーバーマスは2011年の『ヨーロッパ憲法論』で、EUの歴史を憲法制定権力の観点から「目的論的に読み直し、再構成してみる」[VE, 64=98頁]ことで、正当性の源泉をEU市民と国家市民という二重の政治主体に求め、自らの主観的権利の実現を求めて法秩序を作り上げる能動性を彼らに期待する。実際には「多かれ少なかれ歴史的な偶然」である体制を、あえて「このようにしようという意図」があったかのように再構成することで[VE, 64=98頁]、経済・金融システムの強制のもとで深化してきたグローバルな相互依存関係に、政治的意志形成の契機を持ち込み、民主的制御を可能にしようとするのである。

一見恣意的にもみえるこのような再構成は、ハーバーマスが以前から主張していた、「間主観的に共有された習慣的実践の解釈と、この習慣的実践に内在する認識上のポテンシャルの合理的再構成とを結び付け」、それによって「暗黙のうちになされている反事実的な前提を再構成」することで、人々が共有しているユートピア的規範を可視化する認識方法といえる[AE, 151=194頁]。その意味で「憲法制定権力」を中心としたハーバーマスの叙述は行為遂行的な希望のもとになされている。ただしその際に目指されるのは現行秩序の完全な転覆ではない。ハーバーマスにとって憲法とは、「世代をこえて進められる制憲として設立行為を恒常化するプロジェクト」[ZÜ, 136]である。世界社会の文脈ではそれは国民国家という既存の憲法体制を維持しつつ、国家公民たちが今度は世界市民の立場からも世界社会の立憲化を進めるといふ漸進的な改革——「保守的憲法革命（*konservative[] Verfassungsrevolution*）」[PBS, 184]——の展望として描かれる。こうした展望は一方ではその保守性が、他方ではその非現実性が批判の対象となるだろう。しかし、ハーバーマスの構想が妥協的であるのは、この構想が、人権というユートピア的コンセプトを中心とした歴史的展開のなかに位置づけられ、いわば過渡的なものとして捉えられているためである。

その歴史の推進力は、「人間の尊厳」と「人権」の避けがたい懸隔が生み出すダイナミズムに求められる。三章一節でみたように、ハーバーマスは——人権を道徳から切り離された政治的主張と位置づける「人権ミニマリズム」に反対し²⁸——「人権」という法的概念が、「人間の尊厳」という道徳的概念に源泉を持つことを強調する。人間の尊厳は、あらゆる人間に無条件に生得の価値を認める道徳的主張であるが、その保障には人権という実定的で可罰的な法の形式を必要とする。すなわち尊厳が意味する規範内容を民主的な立法過程をへて明確化するプロセスが求められる。別の言い方をすれば人権は、人間の尊厳のうち、政治的共同体の自由で平等な成員が互いに尊重し合うべきと認められた部分であるといえる[VE, 21f.=23-25頁]。人権が持つ

こうした「道徳と法のどちらにも同時に顔を向ける^{ヤヌス}双面神の相貌」[VE, 22=25頁]こそが、世界規模での人権の制度化にむけた推進力を生み出す。人権が法という媒介によって制度化できるのは人間の尊厳の一部分であるために、そこにはつねに、実現されないままの道徳的余剰が生じざるをえない。こうした余剰は、尊厳を傷つけられた者が表明する憤りを通じて公共圏に顕在化する。屈辱と共感による憤りは、そのつど人間の尊厳の見過ごされてきた側面を照らし出し、尊厳の承認を求める共同体内の闘争を呼び起こし、その結果、すでに確立した人権の内容がいつそう精緻化されるとともに、新たな人権規範が発見され制度化される。ハーバーマスはこうした発見の例を、自由権、参政権、社会権、文化権と人権のリストが詳細化してきた歴史に見出している[VE, 18-20=18-22頁]。

人権概念に付随する「未来に実現するべきものとしての時間的な次元に持ち込まれた〔規範と事実の状態の〕乖離」[VE, 31=41頁 (挿入筆者)]は、国内における人権意識を足場として、国境を越える推進力を生み出す。人権があらゆる人間に平等な尊厳に由来する以上、それは本来、普遍的で包括的なものでなければならない。しかし人権が可罰的な実定法によって保護されるためには、民主的な政治共同体における平等な市民という法的地位が必要である。人民は主観的権利の実現を求めて憲法体制を定めるが、この政治的共同体が国民国家のように局地的なものである限り、人権のもつ普遍性要求との間には矛盾が残る。ここに、世界社会の立憲化によって世界市民という平等な法的地位を確立しようとする、民主的な実践に向けた推進力が生まれる。

人権と市民権の間の矛盾を世界市民的立憲体制への推進力とするハーバーマスの立場は、民主的な国民国家で暮らしながら十全な市民権を持たない外国人、侵入者、難民、庇護申請者といった人々の権利の問題を、人権の普遍性に依拠して論じるベンハビブやバリバルと共通する²⁹。困窮と差別によって尊厳を傷つけられ屈辱を感じる人々の憤りが、公共圏における(「弱い」あるいは「強い」)連帯を促し、民主的な(理性的討論をへた)立法と制度化を通じて、人権概念の精緻化と拡大をもたらす——こうしたプロセスをハーバーマスは、エルンスト・ブロッホを参照しつつ、法=権利に基づく「現実的ユートピア」の構想とみなす[VE, 33=44頁]。それは、実現不可能な黄金郷の夢を掲げるのではなく、屈辱を受けた人々の人間としての尊厳を、そのつど具体的な制度を通じて取り戻し、民主的な政治共同体の平等な成員としての法的地位を承認することで、ユートピアへの接近を目指す構想である³⁰。

世界機関、世界内政、国民国家からなる憲法体制の構想は、このプロジェクトの途上に位置付けられるだろう。ハーバーマスは実践的な理由から世界機関、世界内政、国

民国家の各次元で管轄を分け、世界機関においては最も狭義の人権のみを扱うと役割限定した。しかし「国内において普遍的人権と局地的市民権の間に存在し続ける緊張が、国際政治上のダイナミズムの規範的根拠である」[VE, 36f=50頁]とハーバーマス自身が述べるように、その推進力は同じ源泉に由来している。国民国家、世界内政、世界機関の各次元は、自らの主観的権利の保障を求めた人々が、市民(公民)としての平等な地位を互いに認め合う形で、すなわち民主的に定める点において一貫している。人間の尊厳と人権の間の懸隔が生み出す「ユートピア的な起爆力」[VE, 35=46頁]によって人権概念の精緻化と拡大が進み、各次元の立憲化が進展すれば、これらの次元の役割分担も変わっていくと考えられる。

*ハーバーマスの著作については以下の略号を用いて文中に頁数とともに記し、邦訳の頁数を「=頁」で示す。論集所収の論文のうち個別に引用したものについては以下に論文名と掲載頁数を記す。

[FG] *Faktizität und Geltung. Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp 1992). [『事実性と妥当性——法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究(上)』河上倫逸・耳野健二訳, 未来社, 2002年。*邦訳引用は上巻のみ]

[EA] *Die Einbeziehung des Anderen. Studien zur politischen Theorie*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp 1996). [『他者の受容——多文化社会の政治理論に関する研究』高野昌行訳, 法政大学出版社, 2012年。] — Kants Idee des ewigen Friedens – aus dem historischen Abstand von 200 Jahren, S. 192-236. [190-231頁。]

— Inklusion – Einbeziehen oder Einschließen? Zum Verhältnis von Nation, Rechtsstaat und Demokratie, S. 154-184. [153-180頁。]

[PN] *Die postnationale Konstellation. Politische Essays*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp 1998).

— Die postnationale Konstellation und die Zukunft der Demokratie, S. 91-169.

— Zur Legitimation durch Menschenrechte, S. 170-192.

[ZÜ] *Zeit der Übergänge. Kleine Politische Schriften IX*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp 2001).

— Von der Machtpolitik zur Weltbürgergesellschaft, S. 27-39.

— Der demokratische Rechtsstaat eine paradoxe Verbindung widersprüchlicher Prinzipien?, S. 133-151.

[GW] *Der gesplittene Westen. Kleine politische Schriften X*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp 2004). [『引き裂かれた西洋』大貫敦子・木前利秋・鈴木直・三島憲一訳, 法政大学出版社, 2009年。]

— Ist die Herausbildung einer europäischen Identität nötig, und ist sie möglich?, S. 68-82. [95-115頁。]

— Ein Interview über Krieg und Frieden, S. 85-110. [119-157頁。]

— Hat die Konstitutionalisierung des Völkerrechts noch eine Chance?, S. 113-193. [161-265頁。]

[NR] *Zwischen Naturalismus und Religion. Philosophische Aufsätze*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp 2005). [『自然主義と宗教の間——哲学論集』庄司信・日暮雅夫・池田成一・福山隆夫訳, 法政大学出版社, 2014年。]

— Eine politische Verfassung für die pluralistische Weltgesellschaft?, S. 324-365. [349-392頁。]

[KRP] Kommunikative Rationalität und grenzüberschreitende Politik: eine Replik, in: Peter Niesen / Benjamin Herborth (Hrsg.), *Anarchie der kommunikativen Freiheit. Jürgen Habermas und die Theorie der internationalen Politik*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp 2007), S. 406-459.

[AE] *Ach, Europa. Kleine politische Schriften XI*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp 2008). [『ああ、ヨーロッパ』三島憲一・鈴木直・大貫敦子訳, 岩波書店, 2010年。]

—— Hat die Demokratie noch eine epistemische Dimension? Empirische Forschung und normative Theorie, S. 138-191. [179-241頁]

[VE] *Zur Verfassung Europas. Ein Essay*, (Berlin: Suhrkamp 2011). [『ヨーロッパ憲法論』三島憲一・速水淑子訳, 法政大学出版局, 2019年。]

[ST] *Im Sog der Technokratie. Kleine politische Schriften XII*, (Berlin: Suhrkamp 2013).

—— Stichworte zu einer Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaates, S. 67-81.

—— Demokratie oder Kapitalismus? Von Elend der nationalstaatlichen Fragmentierung einer kapitalistisch integrierten Weltgesellschaft, S. 138-157. [『デモクラシーか資本主義か?』『デモクラシーか資本主義か——危機のなかのヨーロッパ』三島憲一編訳, 岩波書店, 2019年, 3-36頁。]

[PBS] Zur Prinzipienkonkurrenz von Bürgergleichheit und Staatenungleichheit, in: *Der Staat*, Vol. 53 (2014), Iss. 2, S. 167-192.

¹ 本稿は、日本平和学会2020年度秋季研究集会（2020年11月、オンライン）、部会3「地球規模課題解決におけるグローバル・ガバナンスの有効性とオルタナティブ」に提出した同タイトルの報告原稿に、加筆し修正を加えたものである。同報告原稿の原型となる口頭発表「ハーバーマスのトランスナショナル・デモクラシー論——立憲化、人権、連帯」は、「世界政府研究会」（2019年7月、名古屋市立大学）および「トランスナショナル公共圏研究会」（2019年11月、岩波書店）にて行った。コメントをいただいた諸先生に深く感謝する。

² ハーバーマスの国際秩序構想については、四章でみるショイアーマン、パットベルクの論説のほか、Niesen / Herborth (Hrsg.), *Anarchie der kommunikativen Freiheit*; Gaspare M. Genna / Thomas O. Haakenson / Ian W. Wilson (ed.), *Jürgen Habermas and the European Economic Crisis. Cosmopolitanism Reconsidered*, (New York / London: Routledge 2016); Tom Bailey (ed.), *Deprovincializing Habermas. Global Perspectives*, (New York / London: Routledge 2016) に所収の諸論考をはじめ、邦語論文としても、人道的介入論を手懸りに論じた鈴木、大竹、内藤の論考（鈴木直「国境を越える憲法秩序を求めて——ハーバーマスとカントの平和論」ユルゲン・ハーバーマス『引き裂かれた西洋』大貫敦子・木前利秋・鈴木直・三島憲一訳, 法政大学出版局, 2009年, 281-300頁; 大竹弘二「J・ハーバーマスと人道的介入の問題——国際秩序の観点から見た討議倫理の一掃結」山脇直司・丸山真人・柴田寿子編『グローバル化の行方』新世社, 2004年, 293-312頁; 内藤葉子「グローバル市民社会の展望——人権と正戦の関係をめぐって」『現代社会研究』12号, 2009年, 169-180頁）、EU論に重点を置く舟場の論考（舟場保之「道徳的権利ではなく、法理的権利としての人権について」御子柴善之・舟場・寺田俊郎編『グローバル化時代の人権のために』上智大学出版, 2017年, 93-120頁; 舟場「EUの正統性とそのポテンシャルティ——『ヨーロッパ憲法論』を中心に」永井彰・日暮雅夫・舟場編『批判的社会理論の今日的可能性』晃洋書房, 2022年, 52-67頁）、討議理論のグローバル社会への応用について検討する牧野

の論考（牧野正義「グローバル化と討議理論——越境する政治とシティズンシップ」『政治思想研究』21号, 2021年, 260-289頁; 牧野「グローバル化と国民的自己理解——憲法パトリオティズム再考」『年報政治学』72巻2号, 2021年, 350-370頁）等、先行研究の蓄積がある。本稿はこれらの論考でも扱われる世界市民社会の立憲化構想をよりマクロに捉え、現実的ユートピアとしての人権の意義に着目するものである。

³ 篠田英朗「国境を超える立憲主義の可能性」阪口正二郎編『岩波講座憲法5——グローバル化と憲法』岩波書店, 2007年, 99-124頁。

⁴ 最上敏樹『国際立憲主義の時代』岩波書店, 2007年, 4頁。

⁵ Martti Koskenniemi, *The Gentle Civilizer of Nations. The Rise and Fall of International Law 1870-1960*, (Cambridge: Cambridge University Press 2001).

⁶ Armin von Bogdandy, Grundprinzipien, in: von Bogdandy / Jürgen Bast (Hrsg.), *Europäisches Verfassungsrecht. Theoretische und dogmatische Grundzüge*, (Heidelberg: Springer 2010), S. 13-71, hier 64.

⁷ Ingeborg Maus, Verfassung oder Vertrag. Zur Verrechtlichung globaler Politik, in: *Anarchie der kommunikativen Freiheit*, S. 350-382. 国際秩序における人権と人民主権をめぐるマウスとハーバーマスの論争については以下が詳しい。崎山英俊『《文献紹介》インゲボルク・マウス著「憲法か条約か——グローバルな政治の法制化のために」、ユルゲン・ハーバーマス著「コミュニケーション的合理性と国境を越えた政治—返答」』『メタフシカ』50号, 2019年12月, 131-137頁。

⁸ たとえば以下を参照。高橋良輔「規範媒介者としてのNGO——アドボカシ・ポリティクス理論と実践」西谷真規子編著『国際規範はどう実現されるか——複合化するグローバル・ガバナンスの動態』ミネルヴァ書房, 2017年, 282-334頁, 289頁; 庄司克宏「序章 トランスナショナル・ガバナンスとは何か」庄司・ミゲール・P・マドゥーロ編『トランスナショナル・ガバナンス——地政学的思考を越えて』岩波書店, 2015年, 1-23頁, 5頁。

⁹ 西谷真規子「第8章 ガバナンス・モード——グローバル・ガバナンスの変容」西谷・山田高敬編著『新時代のグローバル・ガバナンス論——制度・過程・行為主体』ミネルヴァ書房, 2021年, 118-133頁, 118-120頁; Mathias Koenig-Archibugi, Introduction. Institutional Diversity in Global Governance, in: König-Archibugi / Michael Zürn (ed.), *New Modes of Governance in the Global System: Exploring Publicness, Delegation and Inclusiveness*, (New York: Palgrave MacMillan 2006), pp. 1-30.

¹⁰ Anne-Marie Slaughter, *A New World Order*, (Princeton: Princeton University Press 2004).

¹¹ 例としてカーラーの論考が挙げられる。Miles Kahler, Defining Accountability Up. The Global Economic Multilaterals, in: *Government and Opposition*, Vol. 39, Iss. 2, 2004, pp. 132-158.

¹² Wolfgang Streeck, *Gekaufte Zeit. Die vertagte Krise des demokratischen Kapitalismus. Frankfurter Adorno-Vorlesungen 2012*, (Berlin: Suhrkamp 2013). [『時間稼ぎの資本主義——いつまで危機を先送りできるか』鈴木直訳, みすず書房, 2016年。]

¹³ 憲法パトリオティズムと政治文化の関係については、以下に詳しい。田畑真一「普遍性に根ざした政治文化の生成——J・ハーバーマスにおける憲法パトリオティズム論の展開」『社会思想史研究』38号, 2014年, 204-223頁。

¹⁴ Hauke Brunkhorst, *Solidarität. Von der Bürgerfreundschaft zur globalen Rechtsgenossenschaft*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp 2002).

¹⁵ Thomas Pogge, Cosmopolitanism and Sovereignty, in: *Ethics*, Vol. 103, No. 1 (1992), pp. 48-75, here 48; David Held, Principles of the Cosmopolitan Order, in: Gillian Brock / Harry Brighouse (ed.), *The*

Political Philosophy of Cosmopolitanism, (Cambridge: Cambridge University Press 2005), pp. 10-27, here 12-13; Michael Zürn, *A Theory of Global Governance. Authority, Legitimacy and Contestation*, (Oxford: Oxford University Press 2018), p. 224.

¹⁶ Zürn, *A Theory of Global Governance*, pp. 225-231.

¹⁷ Alasdair C. MacIntyre, *Whose Justice? Which Rationality?*, (Indiana: University of Notre Dame Press 1988); Robert A. Dahl, Is International Democracy Possible?, in: Sergio Fabbrini (ed.), *Democracy and Federalism in the European Union and the United States. Exploring Post-national Governance*, (New York / London: Routledge 2005), pp. 194-204; Maus, *Verfassung oder Vertrag*.

¹⁸ Zürn, *A Theory of Global Governance*, p. 226.

¹⁹ Otfried Höffe, *Demokratie im Zeitalter der Globalisierung*, (München: C.H.Beck 1999); Charles R. Beitz, *The Idea of Human Rights* (Oxford: Oxford University Press 2009); Robert E. Goodin, Global Democracy: in the Beginning, in: *International Theory*, 2(2), (2010), pp. 175-209; Mathias Risse, *On Global Justice*, (Princeton: Princeton University Press 2012).

²⁰ Pogge, *Cosmopolitanism and Sovereignty*; David Held, *Democracy and the Global Order. From the Modern State to Cosmopolitical Governance*, (Cambridge: Polity Press 1995) [『デモクラシーと世界秩序——地球市民の政治学』佐々木寛・遠藤誠治・小林誠・土井美徳・山田竜作訳, NTT出版, 2002年]; Daniele Archibugi, *Cosmopolitan Democracy and its Critics. A Review*, in: *European Journal of International Relations*, 10(3), (2004), pp. 437-473; Raffaele Marchetti, *Models of Global Democracy. In Defence of Cosmo-Federalism*, in: D. Archibugi / M. Koenig-Archibugi / Marchetti (ed.), *Global Democracy. Normative and Empirical Perspectives*, (Cambridge: Cambridge University Press 2012), pp. 22-46.

²¹ Jennifer Fredette, *Human Dignity as the Origin of Human Rights*, in: *Jürgen Habermas and the European Economic Crisis*, pp. 37-53, here 45-49.

²² Thomas Pogge, *World Poverty and Human Rights. Cosmopolitan Responsibilities and Reforms*, 2nd ed, (Cambridge: Polity 2008) [『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか——世界的貧困と人権』立岩真也監訳, 生活書院, 2010年]; 伊藤恭彦「グローバル・ジャスティス」川崎修編『政治哲学と現代』岩波書店, 2014年, 223-244頁。

²³ William E. Scheuerman, *Frankfurt School Perspectives on Globalization, Democracy, and the Law*, (New York / London: Routledge 2012), p. 156.

²⁴ *Ibid.*, p. 162.

²⁵ 牧野「グローバル化と討議理論」272-278頁。

²⁶ Markus Patberg, *Habermas und die Europäische Union. Beiträge zu einer Diskurstheorie supranationaler Demokratie*, in: Luca Corchia / Stefan Müller-Doohm / William Outhwaite (Hrsg.), *Habermas global*, (Berlin: Suhrkamp 2019), S. 288-301, hier 294; Patberg, *Constituent Power in the European Union*, (Oxford: Oxford University Press 2020), pp. 69-138.

²⁷ 芦部信喜『憲法制定権力』東京大学出版会, 1983年, 3-61頁。

²⁸ ハーバーマースは人権ミニマリストとしてベインズのみを挙げるが⁵ (Kenneth Baynes, *Discourse Ethics and the Political Conception of Human Rights*, in: *Ethics & Global Politics* 2/2009, S. 1-21.), 同様の批判はイグナチエフやロールズに対してもあてはまる。たとえば以下を参照。John Rawls, *The Law of Peoples*, in: Stephen Shute / Susan Hurley (ed.), *On Human Rights. The Oxford Amnesty Lectures 1993*, (New York: Basic Books 1993), pp. 41-82 [『万民の法』『人権について』中島吉弘・松田まゆみ訳, みすず書房, 1998年, 51-101頁]; Michael Ignatieff, *Human Rights as Politics and Idolatry*,

(Princeton: Princeton University Press 2001). [『人権の政治学』添谷育志・金田耕一訳, 風行社, 2006年。]

²⁹ Seyla Benhabib, *The Rights of Others: Aliens, Residents, and Citizens*, (Cambridge: Cambridge University Press 2004) [『他者の権利——外国人・居留民・市民』向山恭一訳, 法政大学出版局, 2006年]; エティエンヌ・バリバル『市民権の哲学——民主主義における文化と政治』松葉祥一訳, 青土社, 2000年。

³⁰ Ernst Bloch, *Naturrecht und menschliche Würde*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp 1961).

J. Habermas' Konzept der Konstitutionalisierung der Weltgesellschaft: Menschenrechte, Demokratie und Solidarität

Yoshiko HAYAMI

Jürgen Habermas plädiert seit den 1990er Jahren für eine Konstitutionalisierung der Weltgesellschaft. Angesichts der fortschreitenden Globalisierung, die die Autonomie der Nationalstaaten schwächt, sucht er nach Möglichkeiten, Demokratie und Menschenrechte weltweit zu gewährleisten. Die Konstitutionalisierung der Weltgesellschaft bedeutet die globale Verwirklichung der Begrenzung von politischer Gewalt durch Recht. Konkret geht es um die globale Entwicklung des expliziten Rechts und der sie tragenden Institutionen und Verfahren. In diesem Beitrag gebe ich einen Überblick über Habermas' Konzept einer weltbürgerlichen Verfassung mit vier Schwerpunkten: die Grenzen staatlicher Souveränität, das Problem fehlender supranationaler Sanktionsgewalt, die Legitimationsquelle und Solidaritätsformen – und diskutiere dessen Schwierigkeiten sowie den Stellenwert der Menschenrechte als „konkreter Utopie“.

Im Hinblick auf die Staatssouveränität und das damit verbundene Prinzip der Nichteinmischung in innere Angelegenheiten, trennt Habermas die Begriffe der Staatssouveränität und der Volkssouveränität, die im modernen Nationalstaat als ein und dasselbe angesehen wurden, und argumentiert, dass Einschränkungen der Staatssouveränität nicht notwendigerweise Einschränkungen der Volkssouveränität sind (2. 1.).

Was die Frage der Sanktionsgewalt betrifft, blickt er auf den Prozess der Zivilisierung von Gewalt bei der Entstehung des modernen Staates zurück und plädiert dafür, dass dieser nun auch die Innovation der Trennung von Verfassung und Gewaltmonopol ermöglicht. Dabei wird die weltbürgerliche Verfassung als ein Regime mit zwei konstituierenden Subjekten, den Staaten und den Weltbürgern, betrachtet und eine institutionelle Konstellation vorgestellt, in der die Staaten gemäß der supranationalen Verfassung für die Rechtsdurchsetzung der Weltorganisation zuständig sind, wobei die Staaten das Monopol über den Gewaltapparat behalten (2. 2.).

Im Hinblick auf die Frage nach Legitimität und der Solidarität wird eine Antwort vorgeschlagen, die zwischen zwei Dimensionen des weltbürgerlichen Verfassungsregimes unterscheidet. Nämlich eine supranationale Dimension der Weltorganisation, die nur für die Sicherheits- und Menschenrechtspolitik zuständig ist, und eine Dimension der Weltinnenpolitik, die sich mit Umwelt-, Wirtschafts-, Rohstoff- und anderen Verteilungsfragen jeweils innerhalb multilateraler Verhandlungsrahmen beschäftigt. Zwei Dimensionen erfordern unterschiedliche Formen von Legitimität und Solidarität. Die Politik in der Dimension der Weltorganisation wird durch das gerechte Verfahren der Menschenrechte als Rechtsansprüche und die Universalität der Moral als deren Quelle gerechtfertigt und durch die eher schwächere Solidarität vorübergehender und negativer emotionaler Reaktionen gestützt, die weltweit in den einzelnen lokalen Öffentlichkeiten auftreten, wie Mitgefühl für die Opfer und Empörung über Verbrechen (3. 1.). Die Weltinnenpolitik bedarf der demokratischen Legitimation innerhalb der lokalen Regime, die ihre zentralen Akteure sind. Dies erfordert Institutionen demokratischer Willensbildung und die eher stärkere Solidarität in der Erwartung langfristiger Reziprozität (3. 2.).

Institutionell handelt es sich bei der oben skizzierten Weltbürgerverfassung um ein Mehr-Ebenen-Modell, in dem die Zuständigkeiten nach Aufgaben gegliedert sind und staatliche Souveränität in begrenztem Umfang auf die Weltorganisation und regionale Organisationen übertragen wird. Im ersten Abschnitt des letzten Kapitels werden die Schwierigkeiten dieser Kompetenzverteilung und die daraus resultierende mangelnde demokratische Legitimation der Weltorganisation aufgezeigt (4. 1.). Dabei untersuche ich auch die Stellung nichtstaatlicher Akteure und die Gültigkeit regional definierter Akteure der Weltinnenpolitik. Der letzte Abschnitt weist auf den Übergangscharakter der Habermas'schen Konzeption

hin, die als „konkrete Utopie“ in den historischen Prozess der demokratischen Konstitutionalisierung zur Gewährleistung der Menschenrechte eingeordnet wird (4. 2.).